

川崎市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 Q&A

【Q&A】

No.	分類	質問	回答
1	事業全体	対象となる事業期間はいつからいつまでか。	対象となる事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。 なお、事業実施期間である令和9年3月31日までに支払いを完了してください。（支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。）
2	事業全体	補助基準額は、1法人あたり・1事業所あたりのどちらか。	1事業所あたりの補助基準額となります。
3	事業全体	神奈川県内で川崎市以外の市でも事業所を運営しているが申請しても良いか。	申請できません。川崎市内に所在する事業所のみを補助対象としています。
4	事業全体	実績報告はいつ提出すればよいか。	各種補助事業がすべて完了した際に、「第10号様式」および「別表2で定められた書類」をご提出ください。
5	研修体制の構築の支援	研修に使用するテキストや書籍の購入費用も補助対象となるか。	補助対象となります。
6	同行支援	「経験年数が短い」とはどの程度の期間か。	原則として、ホームヘルパーとして勤務した経験年数が1年未満の者又は3年以上訪問業務に従事していなかった者を対象とします。
7	経営改善の支援	事務作業の非正規職員を既に雇用しているが、対象期間分を申請してもよいのか。	補助対象期間中に新規で雇用した事務職員が対象となります。
8	経営改善の支援	経営改善のためのシステム導入費は補助対象か。	補助対象外です。 訪問介護等サービス事業所の経営改善に資するコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員雇用に要する経費のみを補助対象としています。
9	常勤化の促進支援	非常勤職員の単純な賃上げは補助対象となるのか。	補助対象外です。
10	常勤化の促進支援	ユニフォーム等の物品は補助対象となるか。	非常勤職員が常勤化する際に必要であれば、補助対象となります。
11	常勤化の促進支援	某法人は、「A法人」が運営していた「B事業所（訪問介護事業所）」の事業譲渡を受けて、新規指定を取り、事業をおこなっている。 その際に、「B事業所」で働いていたパートヘルパーが、某法人の訪問介護事業に移行せずに退職している場合、その退職したパートヘルパーの代わりに常勤のヘルパーを雇用した場合には、登録ヘルパー等の常勤化の促進支援の対象となるか。	運営法人が変更となりましたが、事業としての連続性が保たれているため、欠けた非常勤ヘルパーを常勤ヘルパーで補う場合の差額について、補助対象とします。
12	広報活動の支援	どのような広報活動が補助対象となるのか。	ホームページの開設・改修、リーフレットやチラシの作成・印刷などが対象です。
13	広報活動の支援	新聞折り込み広告等への広告掲載費も含まれるのか。	補助対象です。
14	広報活動の支援	人材紹介会社に対する紹介手数料は補助対象となるか。	補助対象外です。
15	周辺事業所休廃止等に伴うかかり増し経費	休廃止事業所の利用者受入れに伴い増加した時間外手当は対象となるか。	補助対象外です。新規職員の採用等にかかる費用が対象となります。